規格番号: JIS C 61558-2-5 (201X) 規格名: 変圧器, リアクトル, 電源装置及びこれらの組合 せの安全性-第2-5部: かみそり用変圧器及びかみ そり用電源装置の個別要求事項

<規格情報>

規格番号(発行年)	JIS C 61558-2-5 (201X)
対応国際規格番号(版)	IEC 61558-2-5(第 2 版)
規格タイトル	変圧器, リアクトル, 電源装置及びこれらの組合せの安全性-
	第2-5部:かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要
	求事項
適用範囲に含まれる主な電気用品名	その他の家庭機器用変圧器
廃止する基準及び有効期間	J61558-2-5(H21): 3年間

<審議中に問題となったこと>

今回のこの規格の改正審議で問題となった主な事項は、次のとおりである。

- a) **この規格の要否について** かみそり用変圧器は、我が国ではほとんど使用されていないが、この規格が電気設備技術基準の **IEC** 規格に従った工事用の資材に対する規格として引用されていることから、**IEC** 設備対応専用の規格として改正・維持することとした。
- b) 対応国際規格との整合について IEC 設備対応専用の規格としたことから,基本的にはデビエーションをなくすこととした (クラス OI 変圧器など日本の配電事業によるものを削除した)。しかし,通則でデビエーションとして追加した本質的耐短絡変圧器を用いる場合の2次短絡電流特性については,この規格でも適用することとした。

<主な国際規格との差異の概要とその理由>

現在の別表第十二に採用されている技術基準とは相違する主なデビエーション。

項目	概要	理 由
番号		
1	この規格は、電気設備技術基準の解釈第 218 条	我が国の設備基準との関係を明示した。
	(IEC60364 の適用規格) に従って配線する変圧器に適	
	用する。	
	(追加)	
7.1	ただし,この規格では,クラス0Iの分類を適用しない。	JJS C 61558-1 で追加したクラス 0 I の分類を適用しない
	(追加)	こととした。 (国際規格に整合した。)
8.15B	8.15B 変圧器には、電気設備技術基準の解釈第 218 条	我が国の設備基準には在来設備と IEC 設備とがあり、誤
	(IEC60364 の適用規格) に従って配線するものである	用を避けるため、 いずれの用途の資材であるかを明示す
	旨を表示しなければならない。(項目追加)	る必要がある。
13A	13A 2 次短絡電流特性	JIS C 61558-1 で追加した規定を引用した。
	2 次短絡電流特性は、JIS C 61558-1 の箇条 13A (2 次短絡	
	電流特性)による。(項目追加)	

規格番号: JIS C 61558-2-5 (201X) 規格名: 変圧器, リアクトル, 電源装置及びこれらの組合 せの安全性-第2-5部: かみそり用変圧器及びかみ そり用電源装置の個別要求事項

<主な改正点>

主な改正点は、次のとおりである。

なお, 点線の下線を施した部分は, IEC 61558-2-5 に対するデビエーションを示す。

- a) 内部動作周波数が 500 Hz を超える電源に対する取り扱い (箇条 1) 内部動作周波数が 500 Hz を超える電源に対しては、この規格とともにスイッチモード電源装置 (SMPS) に関する JIS C 61558-2-16 を適用する。二つの要求事項が矛盾する場合、より厳しい条件を優先することとした。
- b) 適用範囲について(箇条1及び8.15B) 我が国の設備基準には在来設備とIEC 設備とがあり、誤用を避けるため、いずれの用途の資材であるかを明示する必要があるため、適用範囲を次のように明確化した。
 - この規格は、電気設備技術基準の解釈第 218 条 (IEC60364 の適用規格) に従って配線する変圧器 に適用する。
- c) **クラス 0 I 分類の適用除外 (7.1) JIS C 61558-1** で追加したクラス 0 I の分類を適用しないこととし、 **国際**規格に整合した。
- d) 絶縁抵抗の値の変更 (18.2, 18.3, 箇条 26, 附属書 C 及び附属書 D) 旧規格では、絶縁抵抗値及 び耐電圧試験、並びに沿面距離及び空間距離において、入力回路と出力回路との基礎絶縁値につい ては適用しない、としていたが、IEC 規格に合わせて適用することにした。
- e) 外部配線接続用の入力端子と出力端子との距離(19.103)外部配線接続用の入力端子と出力端子と の間は、それらの端子への導体の挿入点間で測定した距離が25 mm以上になるように配置しなければならない旨が新しく追加された。
- f) IP 表示 (箇条 19) 旧規格ではかみそり用電源装置は IPX1 の保護等級をもたなければならないとしていたが、削除した。

規格番号: JIS C 61558-2-5 (201X) 規格名:変圧器,リアクトル,電源装置及びこれらの組合せの安全性-第2-5部:かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項

<技術基準省令への整合性>

		技術基準	該当		規格	補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条	安全原則	電気用品は,通常の使用状態において,人体に危害を	■該当	箇条4	4 一般要求事項 (JIS C 61558-1 (以下,第1部) によ	
第1項		及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設	□非該当		る。)	
		計されるものとする。				
第二条	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するため	■該当	箇条 10	10 入力電圧設定の変更 (第1部による。)	
第2項		に、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、	□非該当	箇条 19	19 構造 構造に関する規定全般。	
		動作が円滑であるものとする。				
第三条	安全機能を有す	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生	■該当	箇条 15	15 短絡及び過負荷に対する保護(第1部による。)	
第1項	る設計等	を防止するとともに、発生時における被害を軽減する	□非該当			
		安全機能を有するよう設計されるものとする。				
第三条	安全機能を有す	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはそ	■該当	箇条8	8 表示及びその他の情報 (第1部による。)	
第2項	る設計等	の安全性の確保が困難であると認められるときは、当	□非該当			
		該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及				
		び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付				
		属する取扱説明書等への表示又は記載がされるもの				
		とする。				
第四条	供用期間中にお	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間	■該当	箇条 14	14 温度上昇 (第1部による。)	
	ける安全機能の	中、安全機能が維持される構造であるものとする。	□非該当	箇条 20	20 部品 (第1部による。)	
	維持			箇条22	22 電源接続及びその他の外部可とうケーブル又は	
					コード (第1部による。)	
				箇条25	25 ねじ及び接続(第1部による。)	

規格番号: JIS C 61558-2-5 (201X) 規格名:変圧器, リアクトル, 電源装置及びこれらの組合せの安全性-第2-5部:かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項

第五条	使用者及び使用	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を	■該当	箇条1	1 適用範囲
	場所を考慮した	考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与え	□非該当	箇条 17	17.1 エンクロージャによって提供される保護等級
	安全設計	るおそれがないように設計され,及び必要に応じて適			(第1部による。)
		切な表示をされているものとする。			
第六条	耐熱性等を有す	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環	■該当	箇条20	20 部品 (第1部による。)
	る部品及び材料	境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び	□非該当	箇条 27	27.1 耐熱性 (第1部による。)
	の使用	材料が使用されるものとする。		箇条 28	28 耐腐食性 (第1部による。)
第七条	感電に対する保	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電	■該当	箇条9	9 感電に対する保護(第1部による。)
第1項	護	のおそれがないように, 次に掲げる措置が講じられる	□非該当	箇条 19	19 構造
		ものとする。		19.101	19.101 出力回路と保護接地との間は、接続してはな
		一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要			らない。
		に応じて、接近に対しても適切に保護すること。		19.102	19.102 出力回路と本体との間は、接続してはならな
					V _o
				箇条21	21 内部配線 (第1部による。)
				箇条 24	24 保護接地接続(第1部による。)
第七条	感電に対する保	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制	■該当	箇条 18	18.5 接触電流及び保護接地導体電流(第 1 部によ
第2項	護	されていること。	□非該当		వ _ం)
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれが	■該当	箇条 14	14 温度上昇 (第1部による。)
		ある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況	□非該当	箇条 17	17 じんあい (塵埃), 固形物及び水分の有害な侵入
		に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。			に対する保護(第1部による。)
				箇条 18	18 絶縁抵抗,耐電圧及び漏えい電流(第1部による。)
				19.103	19.103 外部配線接続用の入力端子と出力端子との間
					は、それらの端子への導体の挿入点間で測定した距離

規格番号: JIS C 61558-2-5 (201X) 規格名:変圧器,リアクトル,電源装置及びこれらの組合せの安全性-第2-5部:かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項

		ソ用电源表色や個別多	(1) + 7			
					が 25 mm 以上になるように配置しなければならない。	
				19.111	埋込取付用変圧器又はかみそり用電源装置の埋込取	
					付箱は、JIS C 8462 (規格群) に適合しなければならな	
					۷٬	
				箇条23	23 外部導体用端子 (第1部による。)	
				箇条 26	26 空間距離,沿面距離及び絶縁物を通しての距離	
					(第1部による。)	
第九条	火災の危険源か	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又	■該当	箇条 14	14 温度上昇 (第1部による。)	
	らの保護	は物件に損傷を与えるおそれがないように, 発火する	□非該当	箇条 15	15 短絡及び過負荷に対する保護(第1部による。)	
		温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の		箇条 27	27.3 耐火性 (第1部による。)	
		使用その他の措置が講じられるものとする。				
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害	■該当	箇条 14	14 温度上昇(第1部による。)	
		を及ぼすおそれがある温度とならないこと, 発熱部が	□非該当			
		容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設				
		計その他の措置が講じられるものとする。				
第十一	機械的危険源に	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転	■該当	箇条4	4 一般要求事項(第1部による。)	変圧器には,一般
条第1項	よる危害の防止	倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危	□非該当			的に機械的危険
		害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよ				源はなし。
		うに、適切な設計その他の措置が講じられるものとす				
		ప 。				
第十一	機械的危険源に	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的	■該当	箇条 16	16 機械的強度(第1部による。)	
条第2項	よる危害の防止	作用によって生じる危険源によって人体に危害を及	□非該当	16.101	16.101 振り子ハンマでの打撃試験	
		ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、				

規格番号: JIS C 61558-2-5 (201X) 規格名:変圧器, リアクトル, 電源装置及びこれらの組合せの安全性-第2-5部:かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項

		必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるも				
		のとする。				
第十二	化学的危険源に	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出	■該当	箇条4	4 一般要求事項 (第1部による。)	変圧器には,一般
条	よる危害又は損	し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、	□非該当			的に化学的危険
	傷の防止	又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。				源はなし。
第十三	電気用品から発	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波	■該当	箇条4	4 一般要求事項 (第1部による。)	変圧器には、一般
条	せられる電磁波	が,外部に発生しないように措置されているものとす	□非該当			的に電磁波によ
	による危害の防	る。				る危険なし。
	止					
第十四	使用方法を考慮	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状	■該当	箇条 15	15 短絡及び過負荷に対する保護(第1部による。)	変圧器は, 無監視
条	した安全設計	態での運転においても,人体に危害を及ぼし,又は物	□非該当			状態を想定
		件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び				
		必要に応じて適切な表示をされているものとする。				
第十五	始動,再始動及	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼ	□該当	_	変圧器は、該当するおそれがない。	
条第1項	び停止による危	し、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとす	■非該当			
	害の防止	る。				
第十五	始動,再始動及	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再	□該当	_	変圧器は、該当するおそれがない。	
条第2項	び停止による危	始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を	■非該当			
	害の防止	与えるおそれがないものとする。				
第十五	始動,再始動及	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を	□該当	_	変圧器は、該当するおそれがない。	
条第3項	び停止による危	及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものと	■非該当			
	害の防止	する。				
第十六	保護協調及び組	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み	■該当	箇条6	6 定格	

規格番号: JIS C 61558-2-5 (201X) 規格名:変圧器,リアクトル,電源装置及びこれらの組合せの安全性-第2-5部:かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項

条	合난	合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する	□非該当	箇条 11	11 負荷時の出力電圧及び出力電流(第1部による。)	
		安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性		箇条 12	12 無負荷出力電圧	
		を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、		箇条13	13 短絡電圧(第1部による。)	
		回路が異常な電流に耐えることができるものとする。		箇条 13A	13A 2次短絡電流特性 (第1部による。)	
				箇条 15	15 短絡及び過負荷に対する保護(第1部による。)	
				19.112	19.112 かみそり用電源装置は、出力回路にコンセン	
					トを備えなければならない。	
				19.113	19.113 変圧器及びかみそり用電源装置は、本質的耐	
					短絡又は非本質的耐短絡でなければならず、ヒューズ	
					を組み込んではならない。	
				箇条20	20 部品	
				箇条22	22 電源接続及びその他の外部可とうケーブル又は	
					コード (第1部による。)	
第十七	電磁的妨害に対	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害により、	□該当	_	変圧器には、一般的に危険な誤動作がない。	
条	する耐性	安全機能に障害が生じることを防止する構造である	■非該当			
		ものとする。				
第十八	雑音の強さ	電気用品は,通常の使用状態において,放送受信及び	□該当	_	この規格では規定しない	J55014 等の別規
条		電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそ	■非該当			格で規定されて
		れがないものとする。				いる。
第十九	表示等(一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意(家	■該当	箇条8	8 表示及びその他の情報	
条		庭用品品質表示法 (昭和三十七年法律第百四号) によ	□非該当			
		るものを除く。) を、見やすい箇所に容易に消えない				
		方法で表示されるものとする。				

規格番号: JIS C 61558-2-5 (201X) 規格名:変圧器,リアクトル,電源装置及びこれらの組合せの安全性-第2-5部:かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項

条第1項 度による表示) 度による表示) 度による表示	第二十	表示(長期使用	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほ	□該当	_	この規格では規定しない。	長期使用製品安
歴による表示	'''					ことの発信できるがたといるが、	
第二十 表示(長期使用	条第1項	製品安全表示制	か、当該各号に定めるところによる。	■非該当 			全表示制度につ
#を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。)機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。) (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨 第二十 表第2項 製品安全表示制 見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (イ) 設計上の標準使用期間 (イ) 設計上の標準使用期間		度による表示)	一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気乾燥機				いては、別規格で
体の見やすい箇所に、明瞭に判議でき、かつ、容易に 消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法 (昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三 第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以 下同じ。 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経 年労化による発火、けが等の事故に至るおそれがある 盲 第二十 表示 (長期使用			(電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥				規定される。又
消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (消費生活用製品安全法 (昭和四十八年法律第三十一号) 第三十二条の三 第一項第一号に規定する設計標準使用期間を刈えて使用すると、経 年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある 盲 第二十 表示 (長期使用 二 電気冷房機 (産業用のものを除く。) 機器本体の 製品安全表示制 度による表示) 程による表示。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経			機を除く。) の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本				は、省令のみで整
(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (消費生活用製品安全法 (昭和四十八年法律第三十一号) 第三十二条の三 第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以 下同じ。) (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると,経 年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある 盲 第二十 表示 (長期使用			体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に				合規格は不要。
(ロ) 設計上の標準使用期間 (消費生活用製品安全法 (昭和四十八年法律第三十一号) 第三十二条の三 第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。) (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある 盲 第二十 表示 (長期使用 二 電気冷房機 (産業用のものを除く。) 機器本体の 見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消え 度による表示) (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経			消えない方法で,次に掲げる事項を表示すること。				
(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三 第一項第一号に規定する設計標準使用期間を超えて使用すると、経 年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある 旨 第二十 表示(長期使用 二 電気冷房機(産業用のものを除く。)機器本体の 製品安全表示制 見やすい箇所に、明瞭に判議でき、かつ、容易に消え ない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経			(イ) 製造年				
第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。) (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年労化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨 第二十 表示(長期使用 二 電気冷房機(産業用のものを除く。)機器本体の			(ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法				
下同じ。) (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある 盲 第二十 表示 (長期使用 二 電気冷房機 (産業用のものを除く。) 機器本体の 製品安全表示制 度による表示) ない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経			(昭和四十八年法律第三十一号) 第三十二条の三				
(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経 年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある 旨 第二十 表示(長期使用 二 電気冷房機(産業用のものを除く。)機器本体の 泉やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消え 度による表示) ない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経			第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以				
年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある 旨 第二十 表示(長期使用 二 電気冷房機(産業用のものを除く。)機器本体の 泉品安全表示制 度による表示) 見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消え 度による表示) ない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経			下同じ。)				
第 二 十 表示 (長期使用 二 電気冷房機 (産業用のものを除く。) 機器本体の □該当			(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると,経				
第二十 表示(長期使用 二 電気冷房機(産業用のものを除く。)機器本体の 条第2項 製品安全表示制 見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消え 度による表示) ない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経			年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある				
条第2項 製品安全表示制 見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消え 度による表示)			旨				
度による表示) ない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経	第二十	表示(長期使用	二 電気冷房機 (産業用のものを除く。) 機器本体の	□該当	_	同上	同上
(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経	条第2項	製品安全表示制	見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消え	■非該当			
(ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経		度による表示)	ない方法で、次に掲げる事項を表示すること。				
(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経			(イ) 製造年				
			(ロ) 設計上の標準使用期間				
ケルルフトスダル ノナが炊の車サルススといろわがもス			(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると,経				
十分による光外、ジャ寺の寺のではいかのの			年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある				
旨			追				

規格番号: JIS C 61558-2-5 (201X) 規格名:変圧器, リアクトル, 電源装置及びこれらの組合せの安全性-第2-5部:かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項

		7/11电断数图 2 旧/13	(114.1)			
第二十	表示(長期使用	三 電気洗濯機 (産業用のもの及び乾燥装置を有する	□該当	_	同上	同上
条第3項	製品安全表示制	ものを除く。)及び電気脱水機(電気洗濯機と一体	■非該当			
	度による表示)	となっているものに限り、産業用のものを除く。) 機				
		器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容				
		易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示するこ				
		と。				
		(イ) 製造年				
		(ロ) 設計上の標準使用期間				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経				
		年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある				
		1000円				
第二十	表示(長期使用	四 テレビジョン受信機 (ブラウン管のものに限り,	□該当	_	同上	同上
条第4項	製品安全表示制	産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に,	■非該当			
	度による表示)	明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に				
		掲げる事項を表示すること。				
		(イ) 製造年				
		(ロ) 設計上の標準使用期間				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると,経				
1			1	1		
		年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある				